

## 水質基準項目(51項目)

	No.	項目名	基準値
健康に関する項目	1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。
	2	大腸菌	検出されないこと。
	3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。
	4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。
	5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。
	6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。
	7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。
	8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下であること。
	9	硝酸態窒素	0.04mg/L以下であること。
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること。
	12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。
	13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。
	14	四塩化炭素	0.002mg/L以下であること。
	15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下であること。
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下であること。
	17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること。
	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。
	19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。
	20	ベンゼン	0.01mg/L以下であること。
	21	塩素酸	0.6mg/L以下であること。
	22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること。
	23	クロロホルム	0.06mg/L以下であること。
	24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること。
	25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下であること。
	26	臭素酸	0.01mg/L以下であること。
	27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下であること。
	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること。
	29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下であること。
	30	ブromホルム	0.09mg/L以下であること。
	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること。
水道水が有すべき性状に関する項目	32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。
	33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。
	34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
	35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。
	36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。
	37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。
	38	塩化物イオン	200mg/L以下であること。
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下であること。
	40	蒸発残留物	500mg/L以下であること。
	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること。
	42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下であること。
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下であること。
	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること。
	45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。
	46	有機物等(TOC)	3mg/L以下であること。
	47	pH値	5.8以上8.6以下であること。
	48	味	異常でないこと。
	49	臭気	異常でないこと。
	50	色度	5度以下であること。
	51	濁度	2度以下であること。